

## はじめに

1. ミャンマー : 新外国投資法施行規則の公表
2. インドネシア : 銀行業に係る規制の変更
3. マレーシア : 外国人雇用税の労働者負担への変更  
今号のコラム - マレーシア -

## はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 12 号(2013 年 2 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

## 1. ミャンマー: 新外国投資法施行規則の公表

ミャンマーでは昨年 11 月に新外国投資法(「外国投資法」)が成立しましたが、外国資本に開放される事業やその条件等の重要事項は下位規範である規則(Rule)やミャンマー外国投資委員会(Myanmar Investment Commission、「MIC」)の決定に委ねられていました。2013 年 1 月 31 日にこれらの規則類が告知され、外国投資法制の全容が明らかとなりました。

規則類の概要

1 月 31 日に公表されたのは①外国投資規則(Foreign Investment Rules、「規則」)及び②経済活動類型に関する規定(Stipulation of types of economic activities、「経済活動類型規定」)です。前者は国家計画経済開発庁(2013 年第 11 号)、後者は MIC(2013 年第 1 号)によってそれぞれ告知されています。ミャンマー語の正本がウェブサイトに掲載されていますが、ミャンマー政府による公式英訳は現時点では公表されていません。

規則の概要

規則は全 181 条からなり、外国投資法を執行する上での細かな手続きや規則が定められていますが、中には手続規定にとどまらず法律と同様の重要性を有すると思われる規定も散見されます。その内容は多岐に渡りますが、特に重要な点は以下の 2 点です。

## ①MIC による事業類型の指定

MIC に対して、(i)制限又は禁止される投資事業(restricted or prohibited investment business)、(ii)ミャンマー国内資本との合併事業が義務付けられる事業及び(iii)特定の条件を満たした場合に許可される事業を規定することを授權しています(4 条及び 5 条)。

## ②合併事業における外資比率の制限

制限又は禁止される(restricted or prohibited)投資事業に関して合併事業が営まれる場合には、外資の出資比率が 80%を超えてはならないことが規定されています(第 20 条)。なお、ここでいう「制限又は禁止される」が何を意味するかは定義されていません。

経済活動類型規定

上記の規則に従い各経済活動が 3 つの類型、すなわち、①禁止される経済活動(21 種類)、②合併事業でのみ許される経済活動(42 種類)及び③特定の条件を満たした場合にのみ許される経済活動が列挙されています。③はさらに 3 種類に区分されており、③-1「特定の官庁の推薦があった場合にのみ認められるもの」(合計 115 種類)、③-2「その他の条件を遵守する必要があるもの」(27 種類)及び③-3「環境アセスメントを必要とするもの」(34 種類)がそれぞれ列挙されています。

詳細にご紹介することは困難ですが、特に注目を集めそうな点は以下のとおりです。

- ・ アルコールその他の飲料の製造事業、建設業及び製紙業等が合弁を強制される事業に分類されたとと思われること(建設業については、一定の業態については建設省や交通省の推薦が必要となりさらに付帯条件が付されています。)
- ・ いくつかの製造業については、工業省の推薦が必要な事業に分類されるとともに一定の条件を付されていること(例えば、飲料の製造については一定の国内原料使用条件が付されている、塗料等の製造については外資比率は 70%が上限とされている、外国からの輸入原料を用いる化学品の製造については一定の限定された期間のみ許可が行われる等)
- ・ ホテル業(3 つ星クラス以上の場合には外資 100%、それ未満の場合には合弁事業が強制される)、スーパーマーケット・デパート等のリテール事業(内国資本の既存店舗から距離が離れていることや店舗の大きさ等について制限あり)といったサービス業について外国資本による投資が認められていること。特にリテールについては、これまで運用上外国資本には開放されていなかった分野であり、今回一定条件の下に開放されたことは極めて注目に値します。

#### 今後確認を要する点

規則類の概要は上記のとおりですが、規定が非常に曖昧な書きぶりとなっていたり、規定同士が矛盾しているように読める箇所も散見されるため、今後さらに確認・検証が必要な事項が多数残っています。

例えば、「restricted or prohibited」される経済活動については外資比率が 80%未満とされていますが、このような制限が適用されるのは合弁事業が強制される事業に限られるのか、それとも特定の条件を満たした場合にのみ許される経済活動(例えばリテール事業など)についても適用されるのかという点は明らかではありません。ミャンマー人法律家と議論した限りでは後者には適用されないと理解するのが合理的であるとは思われますが、条文からは明らかではなく、今後の確認が必要です。

また、外国投資法は外国投資に対する恩典を与える趣旨の法律であるため、外国投資法の許可を求めるかどうかは投資家の判断次第です。今般多くの経済活動について制限や条件が付されたことに伴い、特に非製造業については外国投資法の許可をあえて求めないという動きが生じることも予想されます。しかし、そのような場合に会社の設立・営業許可が機動的に下されるのかという点は予断を許しません(逆にいえば、会社設立にあたり外国投資法と同様の制限を付されたり、外国投資法の申請を強制されたりする可能性もゼロではないように思われます。)

弊事務所ではミャンマー外国投資法の運用について今後も情報をアップデートしていく予定です。

<p>弁護士 武川 丈士          ☎ +65-6593-9752          ✉ <a href="mailto:takeshi.mukawa@mhmiapan.com">takeshi.mukawa@mhmiapan.com</a>          ミャンマー人法律専門家 Thit Thit Aung</p>
---

## 2. インドネシア: 銀行業に係る規制の変更

インドネシアでは、昨年末からインドネシア中央銀行(Bank Indonesia、「BI」)が銀行業に関する新規則を次々と制定・改正し、様々な規制緩和・強化がなされています。

#### 銀行が関与できる信託業務の拡大

従来、インドネシアの銀行は、信託業務を行う根拠となる法律の規定が不明確であったことから、実務上、限られた業務しか提供せず、その結果、信託サービスを必要とする企業や個人は、外国の銀行に依頼せざるを得ませんでした。そこで BI により新たに Regulation No.14/17/PBI/2012(2012 年 11 月 23 日発効。)が定められ、一定の要件の下、インドネシアの国内銀行及び外国銀行の支店が信託業務を提供することができるものとされました。

#### 商業銀行の最低資本金に関する規制

BI は、自己資本比率規制(バーゼル II)への対応のために、インドネシアの銀行及び外国銀行のインドネシア支店に対し、最低資本金の規制を設ける新規則(Regulation No.14/18/PBI/2012)を定めました(2012 年 11 月 28 日発効)。

同規則の下、各銀行は、そのリスクプロファイルに応じ、資本金を信用リスク・アセット額の一定割合以上に保たなければならない、また、その義務を充足していることについて BI に対し報告するものとされています。そして、インドネシアの銀行の資本は、(i)中核的資本(Tier 1)(信用リスク・アセット額の 5%以上とする。)、(ii)補完的資本(Tier 2)(中核的資本(Tier 1)と同額以下とする。)、及び(iii)追加補完的資本(Tier 3)からなるとされています。

一方、外国銀行のインドネシア支店の場合は、資本等価性維持資産(Capital Equivalency Maintained Assets、「CEMA」として、(i)その支店の負債の 8%相当額以上、かつ、(ii)1 兆ルピア以上の金融資産を保持しなければならない、また、その義務を充足していることについて BI に対し報告するものとされています。(i)の義務については 2013 年 6 月以降、(ii)の義務については 2017 年 12 月以降、遵守することとされています。

#### Single Presence Policy の改正

BI は、2006 年以降、同一主体が 2 つ以上の銀行の支配株主((i)25%以上の議決権を保有する株主、又は(ii)議決権保有比率が 25%未満であるが、直接・間接に銀行を支配している株主)になることを原則として禁じる Single Presence Policy(「Policy」)を採用しています。

2006 年の規制導入時、既に 2 つ以上の銀行の支配株主となっていた場合には、(i)株式の売却、(ii)銀行の合併、又は(iii)銀行持株会社(Bank Holding Company)の設立といった措置をとる必要がありました。

これに対して、規制導入以降に新たに買収を行い 2 つ以上の銀行の支配株主となる場合には、従前、上記のうち(iii)銀行持株会社の設立による対応が認められていなかったため、銀行業への投資の妨げとなっていました。そこで BI は、Regulation No.14/24/PBI/2012(2012 年 12 月 26 日発効)及び回付状(Circular Letter No. 15/2/DPNP of 2013. 2013 年 2 月 4 日発効)を定め、このような場合でも、銀行持株会社を利用することにより、又は、支配株主がインドネシアの銀行又は政府の場合には、銀行の活動を統合し、直接コントロールするための持株機能(Holding Function)を支配株主に設置することにより、Policy に対応することを認めることとしました。

#### 中核的資本金額に応じた事業範囲・支店規模の規制

BI は、インドネシアの銀行及び外国銀行のインドネシア支店を、その中核的資本(又は、外国銀行のインドネシア支店の場合、上記の CEMA)の金額に応じて 4 つのカテゴリ(Bank Umum berdasarkan Kegiatan Usaha、「BUKU」)に分類し、各カテゴリに応じて銀行の活動に規制をかける新たな規則として Regulation No.14/26/PBI/2012 を定めました(2013 年 1 月 2 日発効)。

同規則の下では、銀行は、BUKU 1 から BUKU 4 に分類され、行うことのできる事業の範囲が BUKU に応じて異なっています。現在の自己資本金額による BUKU では新規則上行うことのできない事業を現状行っている銀行は、2016 年 6 月末までに、そのような事業を取りやめるか、自己資本金額を増額するか選択しなければなりません。

また、海外の支店開設が認められるのは BUKU 3(アジア地域のみ)又は BUKU 4(世界全域)の銀行のみとなっています。さらに、BI は銀行の飽和度に応じてインドネシアの地域を Zone 1 から Zone 6 に分類し、BUKU 3 又は BUKU 4 の銀行が飽和度の高い地域に支店を開設する場合には、飽和度の低い地域にも支店を開設することを義務付ける等の規制を設けています。

このように BI は、近時、銀行セクターにおける規制の明確化を図るため、上記のような重要な規則を次々と制定しています。その中には銀行の株主や、外国銀行のインドネシア支店に関係するものも含まれており、今後も引き続きその動向を注視する必要があると考えられます。

弁護士 田中 光江  
(Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)  
✉ [mitsue@akhh.com](mailto:mitsue@akhh.com)

弁護士 埴 晋  
✉ [susumu.hanawa@mhmiapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmiapan.com)

弁護士 山田 広毅  
☎ 03-6266-8554  
✉ [koki.yamada@mhmiapan.com](mailto:koki.yamada@mhmiapan.com)

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919  
✉ [aki.tanaka@mhmiapan.com](mailto:aki.tanaka@mhmiapan.com)

### 3. マレーシア:外国人雇用税の労働者負担への変更

2013年1月30日、マレーシアの内閣は、外国人雇用税について、現在の雇用者負担から労働者負担に変更することを決定しました。

外国人雇用税は、外国人労働者に国のインフラ・社会保障コストを負担させ、また外国人労働者への過度の依存を避けることを目的として1992年に導入された課税制度です。税額は対象業種によって異なり、外国人労働者一人当たり年額で410マレーシアリングギット(RM)(現在のレートで約12,300円)からRM1,850(同55,500円)とされています(例えば、製造業や建設業についてはRM年額1,250(同37,500円))。外国人雇用税の負担者については、当初は労働者負担とされていましたが、2009年に、急増する外国人労働者数を抑制することを目的として雇用者負担に変更されました。今回の内閣決定は、これを当初の労働者負担に再度変更するもので、この背景としては、本ニュースレター第6号にてご紹介した最低賃金の引上げ(原則として本年1月1日から適用)による労働コストを緩和するという雇用者側への配慮があると指摘されています。

本決定は、即時に効力を有するものとされ、本年1月30日以降に外国人がマレーシアでの労働を開始する場合のほか、それ以前からマレーシアで働く外国人労働者が労働、就学又は滞在許可を更新する場合にも、労働者側で外国人雇用税を負担することになります。

弁護士 秋本 誠司  
 ☎ 03-5220-1818  
 ✉ [seiji.akimoto@mhmiapan.com](mailto:seiji.akimoto@mhmiapan.com)  
 弁護士 佐伯 優仁  
 ☎ 03-6266-8523  
 ✉ [masahito.saeki@mhmiapan.com](mailto:masahito.saeki@mhmiapan.com)

#### 今月のコラム - マレーシアのアルコール事情 -

今回のコラムでは、海外進出を決定する上で重要な考慮要素の一つとなるであろうと思われる(?)アジア諸国におけるアルコール事情@マレーシア編としてご紹介したいと思います(続編の有無は未定です)。



まずはじめに、マレーシアは、マレー系(約65%)、中華系(約25%)、インド系(約8%)を中心とする多民族国家であり、憲法上、イスラム教を国教としつつも、個人の信仰の自由が保障されています。イスラム教国ですので、イスラム教徒については、シャリア法(イスラム法)上、飲酒は罪とされており、これに違反した場合には、州により罰金、鞭打ち、禁錮等の刑が科され得ます。他方で、非イスラム教徒の飲酒については自由です。したがって、マレー系を中心とするイスラム教徒の方とご一緒する食事会等の際には配慮が必要です。

アルコールの購入については、スーパー等で自由に購入できます。アルコールは、豚肉と同様、シャリア法上、non-halal(halalとは合法、ムスリムが口にしてもよいもの、といった意味)とされていますが、豚肉が通常スーパー等では別コーナーで購入しなければならないのに対して、アルコールについては通常のコーナーで購入できるお店も多くあります。また、バーはもちろん多くのレストランでアルコールが提供されていますが、ムスリム住民が多いマレー人向けローカル・レストランでは通常アルコールは提供していないようです。

マレーシアの物価は、一般には、まだまだ日本に比べ割安感があり、筆者が滞在していた 2012 年後半には円高の影響もあり、おおよそ日本の物価の 3 分の 1 から半分くらいと感じられました。ところが、アルコールの価格に関していえば、残念ながらこのような割安感はありません。近隣のアジア諸国との比較ではもちろん、世界でもっともビールが高いと言われている日本と比べても、アルコール全般(特にビール)は高額です。

理由はやはり税金です。マレーシアは、ビールに対する税率が世界で 2 番目に高い国との指摘があります(1 番はノルウェー)。アルコールに対しては、販売税に加え、高額な物品税及び(輸入品の場合)輸入関税が課され、ビールの場合、物品税のみで販売価格のおおよそ半分を占めるようです。実際の価格としては、ビールであればスーパー等で購入して最低でも1 缶当たり 5 マレーシアリングgit(RM)(現在のレートで約 150 円)で、レストランやバーで飲んだ場合、グラス1杯で RM10 から RM20(同 300 円から 600 円)といった感じかと思われます。輸入に依存するワインやウイスキーは、日本で購入するよりも割高なことも多かったです。



このようにマレーシアにおいては、その物価水準からすると、アルコールはかなり贅沢品といえます。ではマレーシア人はあまりお酒を飲まないかということそんなことはなく、中華系とインド系の方はお酒好きな方も多く、数年前のニュースで、人口一人当たりのアルコール消費量がマレーシアは世界で 10 番目との報道もあります。1 年を通じて常夏の当地においてもっともポピュラーなのはやはりビールですが、ウイスキーやワインも多く飲まれます。

このように、マレーシアにおけるアルコール事情は、同国の複雑な他民族性を背景として、興味深い様相を呈しております。

(弁護士 佐藤 貴哉)

## セミナー情報

- ▶ セミナー 『JETRO 東南アジア知財ネットワーク ASEAN 知財セミナー 「ASEAN 諸国における未登録知的財産の保護等」』

開催日時 2013 年 3 月 6 日(水) 13:30~15:40

講師 小野寺 良文

主催 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) (<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)

- ▶ セミナー 『増大する輸出管理リスクへの対応 ~内外の安全保障貿易管理の強化に対して、企業防衛のノウハウを伝授~』

開催日時 2013 年 3 月 11 日(月) 14:00~17:00

講師 玉木 昭久

主催 経営調査研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

MHM Asian Legal Insights 第 12 号 (2013 年 2 月号) [2013.2.20 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)